後期高齢者保険料Ｑ＆Ａ

Ｑ．保険料の計算はどのようにされているのですか？

Ａ．「所得割額」と「均等割額」から算出しています。

所得割額は、個人の前年分の所得から算出し、均等割額は一律 43,200 円と定められています。

計算式： (所得金額－基礎控除)×8.54％＋43,200 円

所得割　　均等割

なお、保険料率は栃木県後期高齢者医療広域連合が決定し、2 年ごとに見直します。保険料率は、原則として栃木県内均一となります。

Ｑ．妻には収入がないのに、均等割額が軽減になっていないのはなぜですか？

Ａ．世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額で軽減判定を行なうため、世帯主等の所得が多い場合は軽減の対象となりません。

Ｑ．一人世帯で収入がないのに、均等割額が軽減になっていないのはなぜですか？

Ａ．所得の申告をしていない場合は、軽減になりません。詳しくは税務課へお尋ねください。

Ｑ．年度途中で 75 歳となった場合の保険料はどうなりますか？

Ａ．75 歳の誕生月から月割りで保険料がかかります。

なお、年度途中で 75 歳となった場合、最初は年金から保険料を天引きすることができませんので、納付書や口座振替により納付していただくことになります。

Ｑ．６月に死亡した夫の保険料はどうなるのですか？

Ａ．賦課の有無は月末の資格の状況で判断されますので、資格を喪失した６月の保険料はかかりませんが、「喪失した月の前月分まで」が賦課されるため、４・５月の２ヶ月分の保険料を納付する必要があります。

Ｑ．４月、６月の年金天引きの合計額が、年間保険料額を超えているのに８月に年金天引きされるのはなぜですか？

Ａ．７月に保険料が決定するため、８月の年金天引きを中止する処理が間に合いません。年間保険料額を超えた金額は、後日通知の上お返しします。

なお、年度途中で年金天引きが止まった場合、翌年度は普通徴収(納付書・口座振替)に切り替わります。通知が届いた際には納付書の有無など内容をご確認ください。

Ｑ．７月に納付書が届いて、８月にも年金天引きされるのは、重複していないのですか？

Ａ．４、６、８月に年金天引きされる額は仮徴収分です。７月に決定された年間の保険料から既に年金天引きされた分（４～８月分の計）を差引いた金額で、納付書をお届けします。納付書をお届けしている方は、介護保険料と合算した額が年金受給額の２分の１を超えた場合など、何らかの理由で１０月からの年金天引きができなくなった方です。

Ｑ．後期高齢者医療保険料を払っているのに、国民健康保険税の納税通知書も届きましたが、なぜですか？

Ａ．国民健康保険税の場合、被保険者の属する世帯の世帯主名で納税通知書を送付しています。そのため、世帯主が後期高齢者医療保険、世帯員が国民健康保険に加入している場合は、本人の加入している後期高齢者医療保険料の通知書と世帯員の方が加入している国民健康保険税の通知書の両方が届くようになります。

Ｑ．国民健康保険のときは口座振替だったのに、なぜ納付書が届くのですか？

Ａ．後期高齢者医療保険料を口座振替する場合は、新たに口座振替依頼書の提出が必要です。お手数ですが金融機関、または市役所税務課の窓口で再度、口座振替の手続きをしてください。

後期高齢者医療保険料計算の一例

[世帯構成]
世帯主Ａ　75 歳　年金収入 200 万円　給与収入なし
配偶者Ｂ　72 歳　年金収入 120 万円　給与収入なし　障害なし
子など、誰か別の人の社会保険の扶養になっていない

この場合だと…
Ⅰ．保険の資格
　世帯主 A→後期高齢者医療保険
　配偶者 B→国民健康保険

Ⅱ．通知書
　後期高齢者医療保険料→世帯主Ａに届く
　国民健康保険税　　→世帯主Ａに届く

Ⅲ．後期高齢者医療保険の保険料
手順１：所得を計算します
　　200 万円 - 110 万円(公的年金等控除)＝90 万円…①

手順２：所得①を (所得金額－基礎控除 43 万円)×8.54%＋43,200 円　に当てはめます
　　(所得割)　　(均等割)

　　計算(①90 万円 - 43 万円)×8.54%＋43,200 円＝83,338 円…②

手順３：均等割の軽減
　所得①が「基礎控除額 43 万円＋53.5 万円×世帯の被保険者数」を超えないので均等割に 2 割軽減が適用されます。

　　② － 43,200 円×0.2 ＝ 74,698 円…③
　　(8,640 円)

　　③ の 100 円以下の金額を切り捨てたものが保険料になります。

この世帯主Ａの保険料は **74, 600 円**です。